の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

O_n　平成 n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 14 年度から平成 29 年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

P_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.021

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.021

P_{12} ＝ 0.020

P_{13} ＝ 0.020

P_{14} ＝ 0.031

P_{15} ＝ 0.034

P_{16} ＝ 0.033

P_{17} ＝ 0.031

P_{18} ＝ 0.027

P_{19} ＝ 0.027

P_{20} ＝ 0.032

の充当率を超える部分に係るものに限る。）として昭和 50 年度以前において発行を許可された地方債のうち縁故資金に係るもの、地方債計画に計上されない地方債並びに昭和 51 年度以降において発行について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の当該年度における元利償還金

O_n　平成 n 年度に国庫の補助金を受けて施行した河川事業及び砂防事業に係る経費又は国が行う当該事業に係る法令に基づく負担金に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、地方税の減収に伴い発行を許可された地方債、財政健全化のため発行を許可された地方債、財源対策債、補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、地方債計画に計上されない地方債並びに総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（ただし、平成 14 年度から平成 28 年度までの各年度にあつては、ダム（平成 22 年度から平成 28 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続の事業等の地方債の額として総務大臣が調査したものに限る。）、災害関連及び砂防（国が行う事業に限る。）に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）

P_{11}　ア　平成 11 年度市場公募都道府県に係るもの　0.021

イ　平成 11 年度市場公募都道府県以外の都道府県に係るもの　0.021

P_{12} ＝ 0.020

P_{13} ＝ 0.020

P_{14} ＝ 0.031

P_{15} ＝ 0.034

P_{16} ＝ 0.033

P_{17} ＝ 0.031

P_{18} ＝ 0.027

P_{19} ＝ 0.030

P_{20} ＝ 0.032